

令和2年4月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和2年4月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和2年4月28日(火) 午後1時30分から午後4時01分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 18人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 青木 秀夫 | 3番  | 竹島 敏博 |
| 4番  | 百瀬 道雄 | 6番  | 金子 文彦 |
| 7番  | 小林 弘也 | 8番  | 河西 穂高 |
| 9番  | 丸山 茂実 | 11番 | 窪田 英明 |
| 12番 | 塩原 忠  | 13番 | 田中 悦郎 |
| 14番 | 柳澤 元吉 | 15番 | 長谷川直史 |
| 16番 | 河野 徹  | 17番 | 濱 博   |
| 18番 | 前田 隆之 | 21番 | 波多腰哲郎 |
| 22番 | 三村 晴夫 | 24番 | 二村 喜子 |

4 欠席農業委員 7人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 2番  | 中條 幸雄 | 5番  | 中川 敦  |
| 10番 | 岩垂 治  | 19番 | 橋本 実嗣 |
| 23番 | 塩野崎道子 | 25番 | 上條信太郎 |
| 26番 | 堀口 崇  |     |       |

5 出席推進委員 1人 推16番 波場 秀樹

6 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第1号、第2号)
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件…………… (議案第3号)
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第4号～第7号)
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第8号)
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第9号～第17号)
- カ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件  
…………… (議案第18号)
- キ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件…………… (議案第19号)
- ク 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…………… (議案第20号)

(2) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 非農地証明の交付状況の件
- ウ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- エ 公共事業の施行に伴う届出の件
- オ 電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件
- カ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- キ 農地法第4条の規定による届出の件

ク 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

- ア 令和元年度松本市農業委員会業務報告……………（議案第21号）
- イ 令和2年度松本市農業委員会業務計画（案）……………（議案第22号）
- ウ 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに  
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定…（議案第23号）

(2) 報告事項

- ア 農地中間管理事業法の一部改正に伴う事務手続きについて
- イ 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対策について
- ウ 次期委員改選に向けた対応について
- エ 令和2年度農業委員会事務局及び農林部の職員体制について
- オ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

|   |      |          |       |       |
|---|------|----------|-------|-------|
| 9 | 出席職員 | 農業委員会事務局 | 局 長   | 山田 賢司 |
|   |      | 〃        | 局長補佐  | 板花 賢治 |
|   |      | 〃        | 局長補佐  | 川村 昌寛 |
|   |      | 〃        | 主 事   | 藤井 勇太 |
|   |      | 〃        | 主 事   | 保科 黄  |
|   |      | 〃        | 主 事   | 大島のぞみ |
|   |      | 〃        | 事 務 員 | 増澤 千尋 |
|   |      | 農 政 課    | 係 長   | 東山 睦子 |
|   |      | 〃        | 主 任   | 羽入田未咲 |
|   |      | 〃        | 主 事   | 宇治 樹  |
|   |      | 西部農林課    | 主 査   | 赤羽 誠  |

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 22番 三村 晴夫 委員
- 24番 二村 喜子 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいり

ます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の農用地利用集積計画の決定の件、関連しまして議案第3号の農用地利用配分計画案の承認の件につきまして、上程をさせていただきます。

まず、議案に掲載されている新規就農者について事務局から説明をし、その後、農政課から議案内容について説明をしていただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

増澤事務員。

## 増澤事務員

着座にて失礼いたします。

今月の新規就農業者のご説明、ご紹介をさせていただきます。

議案10ページを御覧ください。

ページ番号1番より順番にご紹介させていただきます。

まず1番ですけれども、〇〇〇〇様、こちらの方が住所地は旧市、農地所在地は中山です。借入れの予定地は1筆、549平米の予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定は養蜂と伺っております。農業従事者はご本人のみ、議案の1ページ、19番に該当いたします。こちらの方のご署名は、青木農業委員と小林農業委員より頂いております。

次に、整理番号2番、〇〇〇様のご紹介をさせていただきます。こちらの〇〇様、住所地は塩尻市、農地所在地は今井です。3筆、4,041平米を借入れ予定となっております。就農目的は出荷等行なう農業、栽培予定はレタス、サニーレタス、リーフレタスです。農業従事者はお二人で、ご本人と配偶者の方です。出荷先の予定は〇〇〇〇を予定しております。出荷量は1,200ケース、出荷額は160万円をお見込みでいらっしゃいます。出荷予定先の〇〇〇〇のほうで農業技術について学ばれたと伺っております。通作距離は3キロ、お車で移動される予定です。今後、規模を拡大していかれることを予定していらっしゃいます。議案の2ページ、37番に該当いたします。こちらの新規就農届の署名は、塩尻市の農業委員でいる酒井様と田中農業委員に頂いております。

続きまして、整理番号3番、〇〇〇〇様です。こちら、資料10ページの、資料ちょっと誤りがございまして、栽培予定が「植木、苗木」とありますが、加えて野菜も栽培の予定です。また、「自家消費中心」と記入してございますが、出荷等も行なう営農も行う予定ですので、資料のほう、ご修正をお願いいたします。

〇〇様の住所地は芳川、農地所在地は今井です。1筆、3,072平米を借り入れるご予定です。就農目的は、先ほど申し上げましたとおり、自家消費と出荷等を行なう農業です。出荷等については、規模の拡大も目指していらっしゃいます。栽培予定は、植木、果樹の苗木、野菜です。農業従事者はお二人を予定していらっしゃって、ご本人とそのお母様を予定していらっしゃいます。出荷先については、〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇をご予定されていて、出荷量は植木400本、出荷額は200万円を見込んでいらっしゃいます。一般農家の方に技術を学んでこられました。通作距離は

8. 3キロ、お車で移動される予定です。議案の2ページ、40番に該当いたします。こちらのご署名は、窪田農業委員と田中農業委員に頂いております。

最後、整理番号4番、〇〇〇〇様です。住所地、農地所在地ともに今井です。5筆、2, 747平米を借入れ予定で、就農目的は出荷等を行なう農業です。栽培予定は水稲と野菜、大根やカボチャを予定されています。出荷先は〇〇〇〇〇、出荷量はお米が25俵で、出荷額は50万円を見込んでいるということです。〇〇様も一般農家で農業技術について学ばれていらっしゃると思います。通作距離は1キロ、お車で移動する予定です。規模については、今後も現状維持を予定されています。議案の2ページ、41番から44番に該当いたします。こちらの署名は、田中農業委員に頂いています。

今月の新規就農者の説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、地元、ただいまの委員から補足がありましたら、お願いをいたします。

まず、1番の〇〇さんについて、青木さん、お願いします。

青木農業委員

青木です。

〇〇さんなんですが、同じ町内にいる方なんですが、年齢を見ていただければ、私よりもはるかかなたの年配の方なんですが、息子が実は養蜂をやっておりまして、その息子が今度やらなくなっちゃうとか、ほかの仕事の関係でできなくなったとか、そんな関係で、うちのほうで息子が中心で養蜂やっていたんですが、それでおやじさんが、じゃせっかくここまでやってきたんで、これからやるというようなことをございまして、頑張るようでございます。ミツバチでございまして、松本一本ねぎの種のところも、私のほうでもお願いをして、ミツバチを置かせていただいてやっております。頑張るやると言っていました。トラックも乗って飛んでいっておりますので、体壊さないうちは大丈夫かと思えます。よろしくお願いします。

以上です。

議 長

2番から今井でありますので、代理、お願いします。

田中農業委員

それでは、2、3、4とお願いしますが、〇〇さんですが、洗馬のほうで葉野菜の専業農家で、今まで相対でこの土地を利用していたんですけれども、正式に契約をするということでここへ載っておりましたので、洗馬の担当の方も問題ないということです。

それと、3番の〇〇さんですけれども、植木、苗木ともそこに該当する作目だということと、この方もずっと従来から今井に来て作っていた。また、荒廃地になる寸前のところにも手を出してやっていただいた

と。また、この該当の地域も、非常にちょっとアクシデント、イレギュラーがあった土地でありますけれども、担当の営農課長とこの〇〇さんと地主の方と先日面談をした中で、真摯な態度見られましたので、年齢も年齢、働き盛りですので、いいと思って、お願いしたいと思います。

4番の〇〇さんですけれども、農業経験、技術習得のところにも書いてありますけれども、ずっと農業に携わっていたわけですから、正式にそのところを契約したいということと、やっぱり先ほど青木さんもおっしゃったんですけれども、87歳ということなんですけれども、隣の山形村に娘さんが嫁いでいらっしゃるということで、その辺も加味した中で営農課長とも話して、しっかりやっていただけるという確認を取っておりますので、了解をお願いしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

宇治主事。

宇治（農政課）

いつもお世話になっております。農政課、宇治でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

今回特記事項がございませんので、議案の説明に入ります。

議案1ページを御覧ください。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第1号になります。合計欄のみ読み上げますので、本日差し替え資料でお配りしておりますA3の議案の7ページを御覧ください。

合計、一般、筆数163筆、貸付け97人、借入れ64人、面積24万7,156平米。

経営移譲分、筆数17筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万1,734平米。

所有権の移転、筆数6筆、貸付け3人、借入れ2人、面積5,415平米。

第18条2項6号関係、筆数6筆、貸付け4人、借入れ3人、面積1万404平米。

農地中間管理権の設定、筆数13筆、貸付け11人、借入れ1人、面積2万1,083平米。

合計、筆数205筆、貸付け116人、借入れ71人、面積29万5,792平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数71筆、面積13万3,354平米、集積率は51.78%になります。

議案第1号は以上となります。

続きまして、差し替え資料の裏面、8ページを御覧ください。

議案第2号になります。

合計欄のみ読み上げます。

一般、筆数4筆、貸付け3人、借入れ1人、面積3,093平米。

第18条2項6号関係、筆数6筆、貸付け4人、借入れ1人、面積4,834平米。

合計、筆数10筆、貸付け7人、借入れ2人、面積7,927平米。

上記の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数6筆、面積4,834平米、集積率は60.98%になります。

議案第2号は以上となります。

続きまして、9ページを御覧ください。

5-(1)-イ、農用地利用配分計画案の承認の件、議案第3号になります。

合計欄のみ読み上げます。

筆数9筆、貸付け1人、借入れ3人、面積1万8,483平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数9筆、面積1万8,483平米、集積率は100%となります。

議案第3号は以上となります。

**議長** 　　ただいま議案第1号及び議案第2号、それから議案第3号まで農政課から説明があったわけでありますが、この説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

**議長** 　　ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第1号、2号については原案のとおり決定、議案第3号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

**議長** 　　全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定又は承認されました。  
続きまして、議案第4号から7号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、4件についてを上程をいたします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
保科主事。

**保科主事** 　　それでは、総会資料11ページを御覧ください。  
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
議案第4号、並柳1丁目〇〇〇-〇、現況地目、田、19平米外2筆、合計22.07平米を農地の一体利用のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
議案第5号、神林〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、59平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。なお、本申請は、農地法施行規則第17条第2項の規定により、別段面積を設定した農地になります。

議案第6号、横田3丁目〇〇〇、現況地目、畑、260平米外1筆、合計520平米を農業経営規模拡大のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第7号、波田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、292平米を農地の一体利用のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。なお、本申請は農地法施行規則第17条第2項の規定により、別段面積を設定した農地になります。

以上4件につきましては、先ほど説明いたしました別段面積を設定した議案第5号及び議案第7号を除き、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議 長

ただいま農地法第3条の規定による議案の4つについて説明があったわけですが、地元の委員の皆様から説明をお願いいたします。

4号、並柳でありますので、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

並柳の1丁目と書いてございます。〇〇〇〇〇ってご存じかと思えます。有名になりましたんで。それから、あそこに通りに〇〇〇〇〇〇があります。その裏、西側と言いますか、〇〇〇〇〇の南側、〇〇〇の西側のところに田んぼがございますんですが、実は青線なんですけれども、ここが全部なくなっておまして、私も見に行ったら、全部田んぼになっていて、実は青線らしいものがないんですが、たまたまこの〇〇〇〇さんが85歳になって、そろそろ全部きれいにしておかなきゃいかんと思って調べてみたら、実はここに青線が残っていたと。先代がこここのところ、青線の上をもう田んぼで使っちゃったもんですから、全然分からないで、それでほかの周りを見たら、周りの人は、もう全てもう手続終わって、ここだけ残っていたという、そういうようなところで、大変恐縮はしておりましたんですが、慌てて申請をしたと、こういうことでございまして、よろしくをお願いいたします。

議 長

続いて、5番、神林でありますので、塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員

荒廃させないためにも、この〇〇〇〇さんに所有権を移転したほうがいいと思います。

議 長

続いて、6番であります、横田であります。竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

6番についてご説明させていただきます。

場所的には、横田町会の場所にありまして、〇〇〇〇〇の南側に位置する場所でございます、今、〇〇〇〇をしている、〇でやっていますが、その中の一角にある畑でございます、この贈与を受ける〇〇〇〇さんは、大き



なブドウ園、野菜を作っております、現地、22日に大月さんと確認しましたけれども、耕作をされているということで、問題ないと思います。  
以上です。

議 長 7番であります、波田です。波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 ここは、波田の〇〇〇〇の際でありまして、住宅地の中に入ったところですので、この〇〇〇〇は将来的にはもう農業をやらないということで、〇〇〇さんのほうへ勧めたということでありますので、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、全体を通して質問、意見ありましたら、推進委員の皆様も含めて発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。  
農地法第3条の規定による案件について集約をいたします。  
農業委員の皆様には伺いますが、議案第4号から7号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することといたします。  
続きまして、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件及び関連がありますので、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件について併せて上程をいたします。  
それでは、事務局かの説明をお願いいたします。  
藤井主事。

藤井主事 よろしく申し上げます。  
それでは、議案書の12ページを御覧ください。  
着座にてご説明させていただきます。  
こちら、議案第8号は、議案第17号と同時申請となっておりますので、併せてご説明をさせていただきます。  
議案第8号、反町〇〇〇-〇、現況地目、畑、178平米を反町にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅敷地を拡張する計画となっております。  
続きまして、14ページを御覧ください。  
14ページの議案第17号、反町682-6に生坂村にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅敷地を拡張する計画となっております。これは、土地所有者である〇〇〇〇さんとその息子さんであります〇〇〇〇さんが共同で住宅を建築するための農地転用であることから、4条と5条の同時申請となったものです。

農地区分は第1種農地であります。位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

また、一般基準等の各要件は満たしていると判断しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、地元委員の意見をお願いいたします。  
反町でありますので、金子委員さん、お願ひします。

金子農業委員 先般、現場へ行って確認をし、〇〇さんからもお話を伺いました。〇さんと言う方、今現在、生坂村ですけれども、そのうちにこちらの四賀地区に帰ってくるというようなことで、敷地を増やして、住宅をそこに造りたいという、こういった希望で、またその道については、非常にカーブがきついですから、それを少しでも和らげるというような意味でも、この案件は妥当ではないかというように思います。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、現地調査をしていただきました長谷川さん、お願ひします。

長谷川農業委員 この白い車が止まっている向こう側はもう崖というか、のりになっていまして、何か山の中腹みたいなところでした。農地といえば農地ですけれども、そんなような印象でございました。  
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第8号及び第17号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願ひいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、第9号から17号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、9件のうち、先ほど審議いただきました17号を除く8件及び関連がありますので、議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件について併せて上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
大島主事。

## 大島主事

それでは、議案書13ページをお開きください。

初めに、議案第9号、稲倉〇〇〇、現況地目、畑、330平米に〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場を新設する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。なお、この土地につきましては、令和2年1月2日付で農振除外済みになっております。

続きまして、議案第10号ですが、15ページの計画変更申請と関連がありますので、一括して説明いたします。

では、まず議案の15ページを御覧ください。

議案第18号、〇〇〇〇さんが農業用資材置場を設置する目的で昭和55年11月19日に許可を受けた島内〇〇〇〇-〇、100平米に〇〇〇〇さんの孫、〇〇〇〇さん、〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を建設するため、計画を変更するものです。

次に、変更後の計画について説明いたします。

それでは、13ページに戻ってください。

議案第10号、島内〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、98平米笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんと〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

なお、変更前と変更後の面積が異なる点についてですが、昭和59年に道路拡幅で道路として分筆されたことにより、2平米少なくなっております。

続きまして、議案第11号、島内〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、62平米に島内にお住まいの〇〇〇〇さんが農家住宅の敷地を拡張する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第12号、島内〇〇〇〇、現況地目、田外1筆、合計7,318平米を島内にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が砂利採取のため一時転用する計画です。農地区分は農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するもののため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、14ページを御覧ください。

議案第13号、内田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、2,131平米に長野市あります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第14号、会田〇〇〇〇、現況地目、畑外1筆、合計835平米に上田市にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第15号、会田〇〇〇〇、現況地目、畑、651平米に上田市にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が太陽光発電施設を新設する計画

です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

最後に、議案第16号、会田〇〇〇〇、現況地目、畑、456平米に上田市にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から5条の説明があったわけでありましたが、初めに議案番号9番、稲倉でありますので、現地の竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

では、ナンバー9についてご説明させていただきます。

写真を見ていただきますと、これ、〇〇〇〇で、この白枠の南側すぐ下が〇〇〇〇〇〇になっております。これの駐車場が狭いものですから、これを駐車場にするということで、これ、左側にうち、これ、右側にもうちがございます、北側は道路ということで、住宅の中にある土地でございます。この土地につきましては、県の圃場事業整備で〇〇〇〇の土地として整備されたんですけれども、当時、〇〇としては、まだ法人化されておられませんでしたので、当時役員であった〇〇〇さんのお父さんの名前で登記したという、こういういきさつがございます。それで、〇〇〇〇が法人化されましたこの機会に農振を外していただいて、この駐車場にするということでございまして、4月22日に大月推進委員と現地確認しまして、問題ないと、こういうことで思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

続きまして、現地調査をいただきました長谷川さん、河野さん。河野さんお願いします。

河野農業委員

今のご説明のとおりだと思いますが、写真を見ていただきたいと思いますが、手前が道路になります。右左が住宅がある。その向こう側が崖のようになっていて、その下に〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇があるんですが、ちらっと右の端のところちょっと〇〇〇〇〇の一部が見えておりますが、その〇〇〇〇〇の周りのところには、駐車場が今、五、六台くらいしか止められないということで、このちょっと高台ですが、ここに駐車場を造って、そこから〇〇〇〇〇に下りるということです。周辺農地への影響は全くないという状況でございます。

以上です。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。  
議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案番号10番につきまして、島内であります。18番も関  
連いたしますが、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 この〇〇さんの案件ですが、10番と11番、関連しているわけですが、  
先ほど事務局のほうから説明あったとおり、10番のところですが、自宅  
が右手になります。それで、そこに以前農業用の資材置場があったが、壊  
した。今は農地の状態になっていると。ここへ子供さんの農業後継者の別  
棟住宅を建てると。実際建てるには、これ、入り口側とそんなにこの白い  
中だけではうちは建たらない。その奥の右側の家の裏のところへ住宅をこ  
の土地にかけて建てて、手前は駐車場にするという計画でございます。手  
前は道路ですし、向こう側も住宅というふうなことで、特に周辺農地への  
影響は全くないということでございます。

どうでしょうか、11番は

議 長 一緒に今、説明ありましたので、お願いします。

河野農業委員 それで、11番は、今の10番の住宅が右側の住宅の右手になります。今  
の道路の続きのところ、三角地、向こうに青線が通っておりまして、電  
柱があると。この三角で、以前から〇〇さんが耕作をしていたようござ  
いしますが、それを、狭い土地でございますので、農地としてというよりも、  
住宅敷地の拡張ということで、住宅の敷地、農家住宅としては狭いお宅で  
ございますので、そこまで敷地を拡張するというので、全く周辺農地へ  
の影響はない状態でございます。

以上です。

議 長 現地確認をしていただきました長谷川さん、お願いします。

長谷川農業委員 特に言うことないですけども、とにかく狭いようなところで、いいじゃ  
ないですか。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い  
いたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

それでは、議案第10号、それから関連いたしまして18号、そしてまた、今、11号も説明がありましたので、一括して原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員が賛成でございますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、議案第12号につきまして、やはり島内にありますので、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員

島内の〇〇に近いところで〇〇〇〇を度々やっているわけで、その一環で、〇〇〇〇〇〇〇が砂利採取をするということで、この写真だと、手前に道があって、向こうに農地があるというだけでございますが、この農地の左手、いわゆる北側が今現在、〇〇〇〇を行っています。それで、右側のほうですが、右側のほうは、上の白線がまっすぐ行って十字路になっていまして、十字路の反対側のところには〇〇〇〇〇〇〇が大きな生け垣を造ってあるということで、ちょっとそちらは問題があるんですが、このところで砂利採取については、特にやむを得ないということでございます。

以上です。

議長

現地確認をしていただきました長谷川委員さん。

長谷川農業委員

基盤整備された30アールぐらいの田んぼ2枚ですけれども、道も広くて、ところでした。

以上です。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第12号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

**議 長** 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、議案番号13番、内田でありますので、丸山委員さん、お願いします。

**丸山農業委員** 議案番号13番の件ですが、場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇に上って行って、途中〇〇〇〇〇〇〇のほうに右折して曲がって行って、途中にある集落のところですか。〇〇〇〇〇なんですけど、標高で言うと870メートルぐらいあるところで、傾斜地です。それで、この写真の右側の道路が、上に上がっていけば〇〇〇〇〇のほうに行く道路になります。

それで、傾斜地になっているということで、写真の手前と右側のほうに傾いているということが若干危惧するところですが、地元の方にも説明を聞く中では、〇〇さんは以前、酪農をされていたんですけども、牧草地として一応耕作はしていましたけれども、数年前に酪農はやめて、現在は牧草地のままになっているという状態で、このまま放置されて産廃置場等にされるよりも、太陽光発電の設備を設置されたほうが良いということで地元の方は言われていました。

あと、設置するに当たっては、大雨が降ったときなんかは、やはり写真の手前、写真の右側のほうに水が流れるということで、業者のほうは透水シートを張るといふのと、もう一点は、写真の右下のほうに浸透ますを造るといふことで計画しているようですが、写真の奥のほうのところですね、〇〇〇さんというお宅があって、そちらのほうに雨水が流れ込む可能性があるものですから、そちらのほうにU字溝を設置していただくような要望を出していきたいといふことで言われていました。近隣農地への影響はないと考えます。

以上です。

**議 長** ありがとうございました。  
現地確認をしていただきました河野委員さん、お願いします。

**河野農業委員** 内田の〇〇〇〇〇〇といふことで、今、丸山委員さんからお話があったように、ちょっと高台になっているといふことで、昔は畜産の非常に盛んな場所でありました。今は畜産やめてしまっていて、こういう状態、今、写真のような状態になっているといふことで、ちょっと傾斜としては、北向きに少し傾斜があるかなという感じではありますが、この筆1つやれば、上と下には道がありますので、周辺の農地への影響はないといふ、手前は、手前といふか、左側が大きな〇〇〇〇〇へ行く道路になっておりますので、影響はないといふふうを考えます。

以上です。

**議 長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第13号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 賛成多数ということでございますので、本件は原案のとおり承認すること  
と決定をいたします。  
続きまして、14番でございますが、会田でございます。金子委員さん、  
お願いします。

金子農業委員 それでは、議案14、15、16、これ、関係しますので、一緒に説明し  
たいと思います。

この太陽光発電の施設ですけれども、既に写真でも写っているとおり、こ  
の辺り、もう四方が山がなくて、非常に日当たりのいいところというこ  
とで、もう既に太陽光発電が進んでおります。そして、ここに住まわれる方、  
今のところ2軒ありまして、全てご老人ということで、以前は桑畑であっ  
たり、野菜畑であったりとか、いろいろ農業を一生懸命やっていたけ  
れども、今はやる方がおらないということで、この太陽光発電の施設の新  
設については、近くの農地への影響は少ないということで、妥当ではない  
かと思います。

以上です。

議長 現状確認をしていただきました長谷川委員さん、お願いします。

長谷川農業委員 農地はここしかなくて、あと周りはみんな山林のようなところでした。○  
○○○も奥のほうにありますけれども、そんなようなところではございま  
した。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い  
いたします。

あれですかね。この3件とも、雨水対策とか、そういったことは十分され  
ているんですかね。

大島主事 はい、されています。

議長 ほかの委員の皆様で意見ありましたら。

[質問、意見なし]



議長 ご意見はないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第14、15、16について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 賛成多数ということでございますので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続きまして、17番は先ほど済みしました。  
以上で5条に関する質疑を終わりいたします。  
続きまして、議案第19号 相続税の納税猶予の適格者証明願、1件についてを上程をいたします。  
保科主事。

保科主事 では、よろしく申し上げます。  
それでは、総会資料16ページを御覧ください。  
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明いたします。  
議案第19号、波田にお住まいの〇〇〇〇さんが〇〇〇外6筆、合計1万8,451平米について相続税納税猶予の適格者の承認を受けるものです。  
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 19号について、地元委員の意見をお願いいたします。  
波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 現地見てまいりました。この人、スイカ農家なんですけれども、ほとんどの土地、これ、住宅地の中であって、形としてはすごく作りづらいなと思ってまいりましたけれども、地はすごくいいところなので、頑張って作るんだろうなと思いました。よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第19号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、議案第20号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件についてを上程をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

それでは、総会資料17ページを御覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第20号、笹部にお住まいの〇〇〇〇さんが笹部1丁目〇〇〇-〇外1筆、合計1,788平米について承認を受けるものです。

以上になります。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案第20号について、地元委員の意見をお願いいたします。

笹部でありますので、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

この〇〇さんの自宅の裏に実は田んぼがありますんですが、住宅街の中にあリまして、田んぼをやってもいいようなところかなんていう思いもあるようなところなんですけれども、平成19年から既にもう何回も相続の手続をしております、私も2回目になりますかね。自宅の裏から入らないと、周りから入るところがないんですが、田んぼもしっかりやっておりますし、1つ真ん中、畑にして、松本一本ねぎやったり、タマネギ作ったりして、両サイドに田んぼということで、きれいに管理され、作っておりますので、ご報告します。

以上です。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第20号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、農地に関わる事項、報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからクについて、一括説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

報告事項。

それでは、報告事項のアからクについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、18ページ、現況証明の交付状況の件、1件、19ページ、非農地証明の交付状況の件、4件、20ページから26ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、50件、27ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、2件、28ページ、電気事業者による送電用電気工作物に係る届出の件、2件、29ページ、30ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、18件、31ページ、農地法第4条の規定による届出の件、4件、32ページ、33ページ、農地法第5条の規定による届出の件、10件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、これら報告事項につきまして、事務局の説明のとおりでございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

じゃ、今、2時半でありますので、2時40分まで休憩といたします。

(休憩)

議長 それでは、議事を再開いたします。

農業委員会の業務計画（案）ということでありましたけれども、ちょっと議案の順番を入れ替えまして、報告事項のア、農地中間管理事業法の一部改正に伴う事務手続きについてを議題としたいと思いますが、お願いいたします。

農政課から説明をお願いします。

宇治主事。

宇治（農政課） お世話になっております。農政課、宇治でございます。

本日お配りいたしました左上をホチキス留めしてあります資料のほうをご確認ください。

着座にて説明させていただきます。

6－（2）－ア、農地中間管理事業法の一部改正に伴う事務手続きについて。

要旨ですが、改正に伴う農地の貸借について、別添のとおり報告いたします。

1枚目をおめくりいただき、2枚目を御覧ください。

3月の定例会でもご報告させていただいたとおり、4月1日から円滑化事業の中間管理事業への統合に伴い、農地の貸借の流れが図のように変更となっております。

まず、農地の主な相談窓口として、従来どおりJA松本ハイランドのほうで行っていただくようになります。梓川、奈川、安曇地区については、西部農林課で行います。また、マッチング、貸付人、借受人のお話が済んだ農地の貸借については、農政課でも直接お申出があれば、準備等を進めていくことが可能です。

農地中間管理事業を活用して農地の貸借を希望する場合は、相談後の流れは、左側の中間管理事業を利用という矢印の流れになります。

相談があった情報をもとに、申請書類等を市役所のほうで作成し、貸付人と借受人の双方に送付いたします。お送りする書類は、別添の3枚目以降の書類になりますので、御覧ください。

基本的に市役所で作成した書類は、市役所のほうで審査を行い、あらかじめ印字した状態で貸付人の方と借受人の方にお送りするようになります。それを貸付人、借受人に確認していただき、修正があれば修正していただき、押印していただくようにしますので、そちらのほう、押印していただいたものを市のほうにご提出していただくようになります。

また、個人情報の同意書ですとか、口座の振込み申出書も併せて送付いたしますので、併せてご提出していただくようになります。また、条件によっては、ほかの書類等もお願いする場合がありますので、そちらのほうも併せて送付させていただきます。

そして、提出していただいた書類を市のほうで押印の漏れがないか等を確認させていただき、農地中間管理機構へ送付させていただきます。その後の流れは、3月までと同様になります。

相對契約についても、右側の矢印で示していますが、従来と同様になり、申請書をご自身で作成していただき、市のほうに提出していただくようになります。

農業委員、推進委員の皆さんには、従来どおり、マッチング等、農家の皆さんの相談に乗っていただくようお願いいたします。

また、この手順の流れで今月より中間管理事業等の契約の準備をしているため、今後、課題等あれば、農業委員さん、推進委員さんにご協力をお願いすることもあるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

以上となります。

議 長

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員さんは挙手をお願いいたします。  
柳澤委員。

柳澤農業委員

お願いします。

貸付期間ですが、この今日の資料には存続期間10年4か月となっておりますが、これはどういう、従来のあれだと、3年とか5年でできたんですが、

その辺の解釈はどうなるか。

議長 宇治主事、お願いします。

宇治（農政課） 利用権の期間なんですけれども、基本的に中間管理事業で行う場合は、原則として5年か10年という契約になります。それで、終期のほうなんですけれども、こちら中間管理事業で行う場合は、終期が12月31日に決められているので、こういった5年何か月という形で、12月31日に合わせるようになります。  
以上です。

議長 いいですか、委員さん。

柳澤農業委員 はい。

議長 すみません、宇治主事。何か機構は3年でもいいというような、それはどう。

宇治（農政課） 地区によって3年契約することも可能なんですけれども、そういった場合は、農政課のほうで機構等と相談して、また判断いたしますので、また3年の希望がある方はご相談させていただくようになります。  
ただ、基本的に現時点で、3年で契約できる地区が、今井、波田、島内、寿・内田となっております。もし変更等が可能であれば、そちらのほうも市のほうから機構等と相談して、進めていきたいなと考えております。  
以上です。

議長 ほかに質問ありましたら。  
河野委員。

河野農業委員 今年度から流れが変わったという部分のところで、JA松本ハイランドが業務の受託契約を結ばないということですが、一応相談窓口ということになると思うんですが、具体的に農協の営農生活課長さんのところではどの部分はやるよ、ただそれ以外は受託してないからやらないよ、とかその辺の仕分けをもう一度はっきりしていただけたらと思います。

議長 宇治主事、お願いします。

宇治（農政課） JAさんのほうと3月末に打合せをさせていただきまして、基本的にマッチング、貸付人の方と借受人の方の間に入って、賃料ですとか、契約年数などの相談をJAさんのほうで行っていただけたということでしたので、そこまでJAさんのほうでやっていただいて、そこで得た情報をJAさんのほうから出していただきまして、その情報をもとに、今、記載例で登載

してあるような用紙を市役所のほうで作成しまして、貸付人、借受人の方に送付するようになります。

議 長 河野委員さん、いいですか。

河野農業委員 すみません。それで、相談の窓口ということはあれなんです、書類の流れという中で、情報が農政課あるいは西部農林課のほうに行かないといけない。その確認書類といいますか、どういう内容で、ここに添付されている書類は、実際に判子を押す正式な書類ですよ。

宇治（農政課） ええ。

河野農業委員 こういう内容じゃなくて、もう少し簡略なもので、こういう情報で、この人とこの人で5年ですよというようなことで、何か上げる、農政課のほうへ上げる書類みたいなのはありますか。

宇治（農政課） 基本的には、JAさんのほうで聞き取りという形で行っていただきまして、そのJAさんのほうで必要な情報を市役所のほうに、例えば貸付人の方のお名前ですとかご住所、それから何年契約で、賃料はいくらなのかというのをJAさんのほうに作ってもらって、提出していただくようになりますので、地主さんと貸付人の方はJAさんのほうに行ってください、窓口でお話しするような形になります。

議 長 いいですか。

河野農業委員 はい、了解しました。

議 長 波場さん、お願いします。

波場推進委員 今、河野さんのJAハイランドの関係と同じなんです、JAあづみも営農センターに私、全部依頼して、書類を作っていたわけですが、JAあづみのほうも今まで同様、書類作成は可能ということですか。

議 長 宇治主事。

宇治（農政課） そのあたりが、JAあづみさんのほうとまだ詳しくお話できていないんですけれども、JAあづみさんのほうでは、基本的に相談窓口は受けないということで、今の段階ではお話を伺っています。そこで、西部農林課のほうで受付窓口になって、お話をさせていただくようになります。

西部農林課でマッチングできないような圃場ですとかは、JAあづみさんのほうと相談するようにはなりません。

議長 波場さん、いいですか。  
はい、どうぞ。

波場推進委員 たまたま梓川は意向調査というのをやっていますんで、そのデータというものは、今度農業委員と推進委員にデータを公開してもらえるんでしょうか。

議長 係長。

東山（農政課） 農政課担い手担当の東山と申します。  
すみません、西部農林課のほう、今はっきりお答えできなくて申し訳ないんですが、またそのあたりのほう、ちょっと困らないように、また調整を図っていきたいと思いますので、また何かお困りのことがあれば、西部農林課なり農政課のほうにご相談いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 いいですか、波場さん。  
はい、どうぞ。

波場推進委員 今の件ですけれども、今まで、結局意向調査の内容というものは、JAあづみさんのほうに行っていて、私たちには来てないと。それで、こちらは個人的な情報を得て、相対してやってきたわけですけれども、やっぱり今までは全部情報はJAさんのほうで管理した形。JAさんが要は賃借の関係をやってたということなんですよね。だで、やっぱりそれを今度はないということになると、私たちもちょっと何をやっているのだといつも言われる内容なんで、データは必ずもう渡していただかないと、処理ができないということになるので、ぜひともお願ひしたいと思います。

議長 宇治主事。

川村局長補佐 今のお話なんですけれども、確かに梓川地区、大分前から、もう10年、20年前からアンケートを取って、貸したい、借りたい、買いたい、売りたい、そういった希望を取っているところなんですけど、まさにこれから農政課主体でやっていくところなんですけど、人・農地プランの実質化という中で、ほかの地区もアンケートを取って実質化していくと。この秋からですか、図面化していくというような作業に入っていくわけなんですけど、そういった観点からも、やはりそういった梓川でのアンケートも含めて、ほかの地区のアンケートというのは開示していかないと、そういったものには反映できないというように考えておりますので、また西部農林課も含めまして、農政課と今後のスケジュールを持った中で、どのような形が望ましいかというのを提示していきたいと思いますので、ご了承願ひしたいと思います。

以上です。

議 長 波場さん、いいですか。

波場推進委員 はい、分かりました。

議 長 お願いします。  
ほかにどうですかね。  
三村委員、お願いします。

三村農業委員 ちょっと農協の立場で、今まで事務手続をやっていた立場として、ご質問もいろいろいただく中で、ちょっとお答えしたいと思います。

ハイランド農協として、先般の理事会で、今後この農地の流動化についてどういうことを農協が行うのかという部分、先ほども市役所と農協とのすり合わせもあったようでございますけれども、ご案内のとおり、今までは農地中間管理事業、ハイランド、事務委託を受ける形の中で、そちらも行っていましたし、併せて円滑化事業、農協主体となって長年行ってきたわけですけれども、円滑化事業が中間管理事業に一本化されたというふうな形の中で、今までのように農協はそちらのそういった事業ができないのが現実だと思っています。

それと併せて、中間管理事業のハイランドの場合は、書類作成全てを農協が事務委託の中で行ってきたわけですけれども、3月いっぱいをもってその事務委託契約を解除させていただきました。

そういった中で、じゃ農業現場をどうするかということですが、農家は中間管理事業、やはり農協としては、それぞれの農家さん、出し手、受け手等双方からのいろいろな相談事あるわけですけれども、そういった中で、基本的には農地中間管理事業のほうへ橋渡しはしていきたいと。しかしながら、それぞれの地域の実情の中では、中間管理事業を使わなくて、相対の農地利用権設定事業、行政で行っている、そちらのほうで手続きをしたいという農家さんも地域によれば多数あるわけですけれども、そういった状況で、先ほどの説明のように、そういった場合は、市役所のほうに書類申請等、本人がしていかなければいけないわけですけれども、これについては、農協がその書類申請等の代理の手続をさせていきたいという形にして、規程等を設ける中で、農協事業の一環としてそれは取り組むということで決定をさせていただきました。

そういった中で、農地中間管理事業とのマッチングなんですけれども、やはり窓口に来て相談事はできたりするんですけども、先ほどの書類の件ではないですけれども、賃料や相対のその話合いについて、どこまで中に入ることができるかということ、なかなかそこら辺、まだ役所のほうと詰めきれていない部分があると私は理解しているんですけども、ですので、ただ単に橋渡しだけなのか、先ほどのように、期間がどうなのかとか、お金のやり取りについてどうのこうのというところまで、どこまで営農生活課長が



かかわれるかという部分について、しっかりそこら辺、また私も農協のほうに帰ってお話しをしていきたいと思っておりますけれども、最終的には実際に農家の出し手、受け手の皆さんに混乱が起きないような形の中で進めるような方向性を一緒になって考えていただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。  
ただいま三村さんからJAの立場でのお話があったわけですが、ほかの皆さんでこれに対しましてご意見ありましたら。  
青木委員。

青木農業委員 市農協のほうはどんな感じになるのでしょうか。

議長 宇治主事。

宇治（農政課） 市農協のほうなんですけれども、今までは円滑化事業で手続のほうを行っていたんですけれども、今後は基本的に相対で個人間の契約で行うということで、ちょっとまだ市農協のほうから正式に中間管理事業での手続から手を引くという話はないんですけれども、基本的にJA松本ハイランドさんと同じような形で行っていくと理解しています。

議長 ほかに。

青木農業委員 変わらないということだよ、取りあえずね。

宇治（農政課） そうですね。

青木農業委員 はい、分かりました。

宇治（農政課） また合併等ありますので、そこでまたお話があるかと思えます。

青木農業委員 分かりました。

議長 もうちょっと方向性がつくまで、今、三村委員さんの言うように、もうちょっと時間かかるかなと思いますが、いずれにしてもハイランドでは、マッチングはするけれども、書類上の手続はしないというような方向で話が進んでいるようでございますし、JAの現場の課長さんに言わせると、例えば不在地主を探したり、それから個人情報に突き当たって、なかなか進まないというようなところで、残業しながら、大変苦勞されているというふうなことで、現場の課長さんの悲鳴が上がったというようなことも聞いておりますし、もうちょっとですね、今、大体方向性は決まったようでもありますけれども、また皆さんからご意見いただきながら、お願いしたいと思います。

ただいま農政課から説明がありましたが、本件はただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、その他の農業委員会業務に関する事項の議案第21号、令和元年度松本市農業委員会業務報告、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

## 板花局長補佐

それでは、ページでいきますと34ページからになります。すみませんが、着座にて説明させていただきます。

令和元年度の本委員会の業務報告ということで、昨年度の振り返りを行っていききたいと思います。

まず、1番、組織運営でございます。

各種会議の開催状況、御覧のとおりでございます。詳細につきましては、資料1から資料3、ページでいきますと、43ページから50ページまでに詳細版をまとめてございますので、それぞれお目通しをいただければと思います。

続きまして、(2) 専門委員会の活動でございます。

農業振興委員会、こちらは市長に対する意見書(案)の検討、作成が主な活動でございました。市街化調整区域における土地・建物規制のあり方ということで、従来の枠を超えた、一步踏み込んだ形の意見書を昨年度は上げたというところでございます。

情報・研修委員会につきましては、例年どおり、農業委員会だよりの企画、編集、それから昨年度は農業活性化シンポジウムを8月5日に開催してございます。

35ページの上のほうでございますが、「共通認識で守る！これからの獣害対策」ということで、Mウイングのほうで埼玉県古谷担当部長さんをお招きいたしまして開催してございます。

(3) 系統組織との連携、協力ということで、系統組織の各種会議、大会、懇談会などへの参加状況につきまして、詳細は資料4、ページでいきますと51ページになりますが、ご確認いただければと思います。

それから、(4) 農業関連団体との連携、協力ということも行っておりますし、(5) 研修機会の提供ということで、様々な研修機会を提供したわけでございますが、(ア) としまして、本委員会が企画した主な研修会として、昨年6月下旬から7月上旬にかけて、ブロック別に研修・懇談会を開催してございます。

(イ) として、先ほど出ました農業活性化シンポジウム、こちら研修機会の提供として再掲させていただきました。

それから、(ウ) 移動農業委員会ということで、8月30日で行ってまいりましたが、奈川地区、それから安曇地区のほうに出かけてまいりまして、中山間地域の現場をつぶさに見させていただいたというようなことでございました。

36ページでございます。

(エ) 先進地視察研修ということで、昨年12月、大分遅い時期ではございましたけれども、静岡県のほうに視察研修に出かけたということでございます。

(オ) 農業委員会の研修会というのを今年1月に開催しております。このときは、農政課の松村主査に講師をお願いして、中山間地農業活性化プロジェクトの取組などについて研修をしていただきましたし、その後、松本新興塾の塾生、それから農政課の職員にも加わっていただきまして、「松本市の農業」ということをテーマに、長所、短所、それから機会と脅威というような形で分析をしております。

それから、36ページ、下のほうへ行きまして、(6)ブロック活動の推進ということで、それぞれのブロックで活動いただいております。

ブロック長の皆様を通じて取りまとめた結果が以下のとおりでございますけれども、北東部ブロックでは、「公募市民とともに遊休農地を活用したそば作り」ということで、活発に活動いただきまして、一般市民4人を交えて、遊休農地のソバの栽培からそば打ち講習会まで開催したということでございます。

37ページへ行きまして、南部ブロックのほうでは、ブロック管内の特色ある農業や農地の現場視察ということで、昨年度は神林地区の1ヘクタール規模の大規模な圃場を見学したということで、ほかの地区の圃場を見学することが、逆に見聞を広めるいい機会になったということでございます。

河西部ブロックにつきましては、先ほども出ましたけれども、農協、ハイランドの職員と意見交換会を開催しております。現場レベルで農地利用最適化に係る活動の現状と課題について意見交換をしております。

西部ブロックにつきましては、地元農産物のPRということで、こちら、平成30年度に前倒しで実施しておりますけれども、松本駅のお城口のほうでリンゴやお米、その他ブロックの特産物についてPR活動したということでございます。

続きまして、37ページ、一番下のほうにありますますが、個別業務の実施ということでございます。

まず、(1)農地法など法令業務の執行状況ということで、アのところ、農地の権利移動、転用、利用関係の調整等に係る案件取扱い状況という中で、農地法に基づく農地の所有権移転、農地転用申請等、533件について審議して、適正に処理してきたということでございます。

38ページへ行きまして、農用地利用集積計画の決定、それから配分計画案への意見ということで、農業経営基盤強化促進法等に基づきまして審査を行ってございます。詳細は、資料6ということで、ページでいきますと53、54、55ページにまとめてございます。

53ページにつきましては、取扱件数の詳細でございます。それぞれ3条、4条、5条ほか、件数と面積を集計してございます。

54ページにつきましては、先ほどの農地中間管理事業法を含みますところの利用権設定案件の取扱い実績ということで、それぞれの月に何件の審

議をしたかというようなことを取りまとめております。

55ページにつきましては、地区別の認定農業者への農地の集積率をまとめたものでございます。年度末の状況をまとめておりますが、これはあくまでも様々な担い手の中の認定農業者のみということで、ご理解をお願いしたいと思っておりますけれども、29年度、30年度、元年度ということで、若干ではございますが、着実に集積率は少しずつ、僅かながらではありますが、向上してきているのかなと思っております。

また38ページにお戻りください。

ウのところ、別段面積基準の調整ということで、363筆、23ヘクタール分について、別段農用地設定を行っております。今月初めて実績ができたということで、先ほど第1部のほうでも紹介があったところでございます。

エのところ、無断転用防止活動及びその是正状況ということで現在60筆、約6.2ヘクタールの違反転用農地があるということで、昨年より0.7ヘクタール増えている状況でございます。

オのところは、農地所有適格法人の要件確認状況でございます。

続きまして、(2)農地等の利用の最適化の推進ということでございます。

こちら、長野県内の運動と歩調を合わせ、我が農業委員会におきましても農地利用最適化推進指針というものを平成31年2月に策定しております。また、現場活動のマニュアルも30年10月に作成しております。これに沿って現場活動に取り組んでいただいたところでございます。

アのところ、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組ということで、毎月8、18、28日ということで、語呂合わせではございますが、農地パトロールの推進日を設定させていただきました。その結果は、39ページのとおりでございます。

利用状況調査の結果でございますが、A分類、再生可能ということで、2号遊休農地を含んだところのA分類ですが、昨年より8ヘクタールほど増えています。B分類につきましては、非農地判断も積極的に行ったという中で、11.6ヘクタール昨年より減少しております。

利用意向調査は、その下のとおりの状況になっております。

また、39ページの下の方、(エ)とありまして、山林かが著しく、再生利用が困難な農地の非農地化を実施しまして、421筆、30ヘクタール、名義人にしまして267名義人、4月24日ですけれども、対象者へ通知を発送しております。

40ページでございます。

ウのところ、新規参入に向けた取組みということで、市、あるいはJAと連携しながら、農地と経営、また暮らしに関する情報など、必要な情報提供に努めていただいたところでございます。

また、農業次世代人材投資事業、旧青年等就農給付金関係のサポート委員として、農地分野における営農改善に協力をいただきました。元年度の実績は、10経営体、1.9ヘクタールという参入実績でございます。

エのところ、農地利用最適化交付金の活用調整ということで、上乘せ条例

の整備や必要な予算措置など、環境を整えてまいりました。

(3) 農政活動の推進ということで、先ほど触れました市長に上げた意見書の活動においては、経過のところにもありますとおり、素案の段階から市議会の経済地域委員会との懇談会をまず先行して行い、議会の声を成案に反映する取組みを進めました。

41ページ、県行政機関との農政懇談会でございますが、こちら、会長の参加でございます、委員さん、あんまり目に触れないところではございますが、1月23日に松本地域振興局、あるいは農業改良普及センターの局長、あるいは所長、以下の皆さんと松塩筑安曇農業委員会協議会の各会長8名が懇談をしております。うちのほうとしては、「中山間地域における人口減少集落衰退と農地利用最適化の現状について」というテーマを提出し、懇談をしたところでございます。

あと、(4) 農業振興活動の推進という中で、イのところですね、農業者には有利な情報として、新たに始まったNOSAIの収入保険制度、また農業者年金「特例付加年金」に着目して、農業委員会だよりに掲載しまして、広く周知してございます。

ウにつきましては、家族経営協定の締結推進ということで、令和元年度の実績は、締結数8組でございました。現在、市全体で230組が締結されております。

(5) 農業者年金の加入推進ということで、今、加入者累計13万人早期達成3か年運動の真ただ中でございますが、市としましても新規加入を推進してございます。

42ページが現在の状況ということで、まとめてございます。目標達成率が、30年度、それから元年度を通じて、現在、77%ということになっております。

最後、(6) 情報活動の推進ということでございます。

事務局としては、エのところにありますとおり、農業委員会のホームページ管理をしております、随時更新してございます。松本市農業委員会のホームページにも目を通していただければと思います。

最後、オのところ、最後の最後ですが、全国農業新聞の普及拡大ということで、松本市は全国でも有数の成績を収めているという状況でございます。

以上、令和元年度の業務報告でございました。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、これらに対しまして農業委員の皆様、推進委員の皆様からご意見やご質問ありましたら、挙手をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等がないようですので、これより採決を行います。  
全委員の皆様にお伺いいたしますが、議案第21号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。

次に、令和2年度松本市農業委員会業務計画（案）、議案第22号を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、引き続き業務計画について説明をいたします。

ページでいきますと、56ページでございます。

第1、基本方針でございます。

前段の6行は国の情勢ということで、2023年度までに全国の農地利用の8割を担い手に集積する目標を掲げております。ただ、中山間地域など、土地利用型農業を推進することがなじまない地域もありまして、全体として、その達成は困難な状況にあります。

中段の6行は県の動きでございます。5者合意ですとか、あるいは“地域農業を考え、農地等の利用の最適化を進める長野県運動”などに組織が一丸となって取り組んでいるところでございます。

また、人・農地プランの実質化というようなものが、昨年国から出てまいりまして、県としても、その支援を本格化させているところでございます。

最後の部分が市の考え方ということで、国策の推進もさることながら、松本市としましては、地域に根差した視点から、現場が抱える様々な問題に着目しまして、農業者の声を行政に届けるということも推進しなければいけないところでございます。

以上、いろいろなことを考えて、本年度重点推進事項を次のとおり定めるということでございます。

枠のところは本年度推進事項でございます。

まず、現場活動の強化というふうなのは我々の使命でございます。委員任期中の担当区域の全筆調査、農地の全筆調査が完遂できるように、経常的な農地パトロールを強化すること。

それから、これまでに判明した遊休農地ですね。とりわけ平坦地や農振農用地、青地に所在する耕作条件が比較的良好な遊休農地の解消に向けた調整活動の推進、こちらに力を入れていただきたい。

それから、国・県に倣いまして、人・農地プランの実質化を各地区で達成するため、農業振興や農地利用に関する将来方針の作成に向けた話し合いへの積極的な参画ということを掲げさせていただきました。

57ページ、上のほうでございますが、農業委員会活動の目に見える化推進ということで、感染症対応、新型コロナの関係で注視というようなこともありますが、これは後ほどまた説明をさせていただきます。

それから、引き続き松本市農業施策に関する意見書の提出、それから懇談

会の開催ということで、新しい市長に出していければと考えております。

また、1ブロック1活動ということで、委員同士の交流も含めまして推進をしていただければと思います。

それから、法令事務については押さえておかなければなりませんので、公正・適正な執行を引き続きお願いしたいと思います。

第2、業務の展開でございますが、各種会議開催ということでございますが、ここで1点、その表の中の一番下にあります次期体制準備委員会ということで、次期体制への移行は来年8月ということでございますので、こちらに向けました組織の点検と準備ということが1つ課題として出てまいります。

(2) 専門委員会の活動でございます。こちらは御覧のとおりということでございますが、鳥獣害防除研修、こちら、後ほど説明をさせていただきますが、どうもちょっと難しいんじゃないかというふうに考えております。

それから、58ページへまいりまして、先ほど出てまいりました次期体制に向けた準備ということでございますが、検討組織の立ち上げ、それからイとしまして、予定する検討事項でございますが、現体制の運営に係る点検、それから地区推薦、団体推薦の区割り確認などを予定しております。

それから、飛ばしまして、(6) 研修機会の提供ということでございます。

また6月下旬から7月上旬にブロック別に研修・懇談会を開催していきたいと考えておりますし、(オ)、それから(カ)でございますが、また来年1月ですけれども、新春委員研修会ということで、差し迫った課題やタイムリーな課題を取り上げて研修をしたらどうか。場合によっては、(カ) 外部団体との懇談会というようなものも併せましてセットで何らかの研修なり懇談会を開催していければというふうに考えております。

59ページへまいりまして、ブロック活動の推進、(7) のところでございますが、それぞれ各ブロックから上がってきた本年度の計画をまとめてございます。

北東部ブロックは、継続事業でございますが、一般市民から、今度農村女性関係者も含めまして、少し活動を拡大して、活発化させたいというふうなアイデアがございます。

南部ブロックにつきましては、引き続き管内の特色ある農業と農地の視察。

それから、河西部ブロックでございますが、こちら、新しい事業を想定しておりまして、ブロックの一番の課題は、松本波田道路、中部縦貫道の建設がありまして、用地買収、用地交渉ももう大分進んでいるという中で、残地ですね。高速道路が通ることによって、農地の残地問題が発生するというので、こちら、中部横断道というのがもう佐久方面で整備された中で、佐久方面の視察も兼ねて、どういう問題があるのか、そして残地の地権者にアンケートなんかを取って、そういう使い勝手の悪い農地が発生した場合、どのような活用策があるのかというようなことをまさにブロック活動として取り組んでいきたいというような計画でございます。

西部ブロックにつきましては、方針を転換しまして、奈川地区の休耕地で夏ソバを栽培して、そば粉にして、農林業まつりで市民に提供したいと、

こういった活動を予定してございます。

2番、個別業務の実施ということでございます。

こちら、60ページへまいりまして、農地等の利用の最適化の推進ということがどうしても柱になってくるわけでございますが、先ほど言いましたとおり、アンダーラインを引いたところを本年度の重点課題にしたいということでございます。

最初のアンダーライン、特に、本年度は委員任期の折り返し地点を過ぎたことから、任期中に担当区域の全筆調査が完遂できるよう活動を強化するというので、委員の皆様、担当区域の農地の把握にしっかりと努めていただきまして、計画的に調査を進めていただきたいと思います。

真ん中のアンダーライン、特にこれまでの調査で判明した遊休農地のうち、平坦地や農振農用地に所在する耕作条件が比較的良好な農地について、ぜひ所有者への指導または借り手とのマッチング活動を強化して、解消に努めていただきたいと思いますということでございます。

一番下のアンダーラインですが、各地区において人・農地プランの実質化を達成するため、アンケート調査と事務局が調製して提供します地図に基づきまして、要件となる中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成に向けて、地区の話合いに積極的に参画をしていただきたいと思いますということでございます。

こちら、農政課とも連携しながら、冬ぐらいの活動になってくるかと思えますけれども、各地区で活動を活発化させていければというふうに考えております。

その他の計画につきましては、資料御覧のとおりでございます。

あと、63ページでございますが、こちらは1月に素案の段階で年間日程をお示ししてございますが、今回はより確実性の高い年間日程をご提供いたします。

新型コロナの影響で、様々な行事が中止または縮小となってきておりますが、6月23日の農業者年金協議会の総代会も中止の方向で関係機関と調整を進める方向となっております。

あと、5月19日、19市農業委員会協議会通常総会、日程短縮となっておりますが、先ほど連絡が正式に参りまして、こちら中止となったということでございますので、日程短縮ではなくて、もう中止ということで訂正をさせていただきます。

最後に、64ページでございますが、こちら、総会の計画でございますが、来月、5月29日の予定でございますが、新型コロナ庁内対策チームが設置されまして、コールセンターが大会議室に常設された関係で大会議室が使えなくなりました。それで、5月29日は松南地区公民館、こちら、南松本のなんなんひろば内にある松南地区公民館の大会議室で開催することとしましたので、予定変更をお願いします。

また、8月31日、大会議室とありますが、8月いっぱいまで庁内対策チームが使うというふうなことになっていて、8月の予定は、今、調整中でございますが、大会議室ではなくて、別の会場になると思われまますので、



また決まり次第ご案内をさせていただきます。

それから、2月26日は、音楽文化ホールを予約しておりますので、こちら、駐車場も広いですし、割と足を運びやすいかなと思っております。音楽文化ホールの小ホールで行うという考えを持っております。

以上です。

**議長** ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

**議長** 意見がないようですので、これより採決を行います。  
全委員の皆様にお伺いいたしますが、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

**議長** 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
56ページの表題、(案)の文字を消していただくようお願いをいたします。

次に、令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定、議案第23号を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

**板花局長補佐** それでは、65ページになりますけれども、こちら、毎年この時期に審議をお願いしているものでございます。

根拠は、国のほうから通知が出ておりまして、平成28年3月4日付の通知ですが、農業委員会事務の実施状況等の公表について、ということでございまして、毎年度、農業委員会は農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況及び活動計画を公表することが義務づけられていて、これに向けて点検・評価なり活動計画を決定していきたいということでございます。

根拠となる通知は、66ページ、67ページのとおりでございまして、農水省から出ている通知であります。

それから、点検・評価及び活動計画は、点検・評価が68ページから、活動計画は76ページからとなっております。

先ほどの業務計画の部分とかなり重複しておりますので、こちらについては説明を省略したいと思います。1点申し上げますと、69ページですね。69ページの上のほうの担い手への農地の利用集積・集約化というところについて点検・評価しておりますが、管内の農地面積が7,320ヘクタール、それからこれまでの集積面積が4,105ヘクタール、これが

30年度末、つまり平成31年3月の状況で、集積率56.1%だったんですが、昨年度、つまり元年度の状況は、集積実績②が4,086ヘクタールということで、1年前の集積面積4,105ヘクタールから比べまして、19ヘクタールほど減少していて、目標に対する達成状況は94.2%というような結果となっております。

1年前と比べて集積面積が落ちてしまった要因ですが、認定農業者への集積面積は、先ほど説明したとおり増加しましたがけれども、任意団体による特定農作業受託面積の減少や、認定新規就農者の認定期間が満了したことにより減少幅がちょっと大きくなってしまって、結果的に集積面積が減少してしまったというような部分もございます。

それから、活動計画のほうに移りまして77ページをご覧ください。上のほうに令和2年度の目標と活動計画という部分がありますが、令和2年度の集積面積の目標ですが、4,425ヘクタールということで、目標達成するには、300ヘクタール以上集積していかなきゃいけないんですが、こちらの目標は、先ほどの最適化指針で自らが定めた目標でありまして、変えるわけにはいかないんですが、集積をもう少し進めて、目標達成できるように頑張りたいなと考えているとことでございます。

こちらの活動計画、それから点検・評価を決定しまして、ホームページに農業委員会の目標ということで公表していきたいと考えております。

以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして農業委員の皆様、推進委員の皆様からご意見、質問がありましたら、挙手をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見はないようです。  
これより採決を行います。  
全委員の皆様にお伺いいたしますが、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
続きまして、報告事項に移ります。  
次に、報告事項イの新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、79ページ、引き続きご説明させていただきます。

新型コロナウイルスの問題がかなり大きくなってきているところで、今後、定例総会や研修会など、本委員会事業に係る対応方針について、以下のとおり決定したので、報告をさせていただきます。

経過のとおりでございますけれども、4月14日には、県が新型コロナウイルスの警戒宣言を県内に発令して、松本地域ではレベル2、域内感染発生期に引き上げられております。

その後、国が緊急事態宣言を全国に拡大しまして、4月17日には、うちでも役員会を開催して対応方針を協議しております。

市役所の動きとしては、4月22日に新型コロナの庁内対策チームを発足させましたし、4月24日にはコールセンターを大会議室に開設したところでございます。

3番目、今後の対応方針ということでございますが、農地法などは個人や法人の意思や行動に関して制限を伴う法律でございますので、法令業務を執り行う場として、委員の参集が原則となっております。委任状等に関する規定はないわけでございますので、枠内に記載したとおり、総会は現に在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができないとの規定もでございます。会議自体も原則公開となっているわけでございます。

イとして、対応でございますが、当面、総会出席は農業委員のみとして、梓川地区等例外はあるものの、農業委員のみとしたいと思っておりますし、(イ)ですが、委員や事務局職員に近いところで感染事例が発生したり、松本域内の発生段階区分がレベル3(域内蔓延期)に引き上げられた場合は、状況に応じて総会に出席する農業委員の人数を制限することとしたいと。

例えば、具体的には80ページに記載しましたが、議案が上程された地区の農業委員を中心に出席者調整を行いまして、全体の出席人数を抑制しながら、過半、13人以上の出席を確保する等の対応が考えられます。

(2) 専門委員会でございますが、効率的な会議運営に努めまして、回数、時間を抑制したいと。

(3) 研修会ですが、先ほどありましたとおり、情報・研修委員会の事業として、鳥獣害防除研修を計画していたわけでございますが、講師が埼玉県に在住しておりまして、県域をまたぐ移動が難しいことや、事態の早期収束は困難と予想されますので、今年度の開催は残念ながら見送りたいと考えております。

それから、移動農業委員会による現場視察等も、会議時間を延ばしてまでやる必要性はないという中で、今年度の計画は見送りたいと。

それから、ウとして、先進地視察研修、こちらは11月、まだしばらく先の予定でございますので、夏頃をめどに実施の可否を判断していきたい。

それから、先ほどのとおり、農業者年金協議会総代会は開催しない方向で、その代わり署名表決等も視野に入れながら調整を進めたいということでございます。

4番としまして、その他ですが、事業全般の実施については、今後の状況変化に応じて柔軟に判断していきたいということでございます。

本日も欠席されている委員がおりますが、来月以降は出席者を絞るような方向で考えていきたいと思っております。最終的には役員と相談する中で、柔軟に対応を決めさせていただくということでご理解いただければと思っております。以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
次に、報告事項ウ、次期委員改選に向けた対応についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
板花補佐。

板花局長補佐 では、81ページになりますけれども、先ほどご案内のとおり、来年の8月にはまた委員改選が控えています。これに向けて、どのように進めていったらいいかということでございますが、2番、課題があります。  
ハイランド農協と松本市農協の合併協議が11月をめどに進められております。そうしますと、農業委員の定数、それから地区推薦、団体推薦、公募にかかる区割り目安を再検討する必要があるということでございます。  
もともと固定した枠があるわけではないですし、条例にもそのことはうたわれておりませんが、そうはいつても、地区や農業団体に推薦のご案内を出す際に、目安人数というようなものを示しながらご案内をしているということでございます。そんな中で、検討が必要になってくると。  
それから、(2)ですが、推薦委員にかかる区割り目安が、業務量などから適当かどうかというふうなことも検討しなければいけません。  
(3) 青年・女性の一層の登用に向けた方策を検討する必要があるでございます。  
(4) 農業委員や推進委員の選任に関しまして、候補者が定数を上回った場合に、選考過程の透明性を確保するために、選考基準ですね。評価基準や評価点を数値化するようなものを整備する必要があるということで、これは国のほうで再三にわたってこのような指導が出ているということでございまして、他市では整備している自治体が結構あるということで、うちも次期改選に向けて、一定の基準を設けていかなければいけないと考えているところでございます。

3番目、今後の進め方の案でございますが、農業委員会に検討組織を設けて、検討することにしたいと。

組織名は、次期体制準備委員会ということで考えております。

準備委員会の委員構成ですが、役員、今の3人にブロック長、それから農

業団体推薦委員の代表1名ということで考えております。こちら、事務局としましては、最大組織でありますところのハイランド農協推薦の三村委員さんを想定しているものでございます。

開催回数は、二、三回ぐらいかなと。

予定する検討事項は、ア、イ、ウ、エのとおりとなっております。

最後、82ページにまいりまして、スケジュール案でございますが、次期体制準備委員会は10月ぐらいまでに二、三回開催して、今後の方向性を定めたいと思っております。11月以降は、推薦手続き等、次期委員改選に向けた動きが活発化してまいります。そこに記載のとおりスケジュールで動いていきますので、ご承知おきを願います。

以上、次期改選に向けた対応についてご説明しましたが、よろしく願います。

**議長** 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員の皆様、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

**議長** 　　ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
次に、報告事項エ、令和2年度農業委員会事務局及び農林部の職員体制についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

**板花局長補佐** 　　それでは、こちら、印刷が間に合わなかったもので、本日配付した別冊の資料になっております。  
こちら、事務局と農林部の職員体制ということで、1ページからが事務局、3ページ以降は農政課、耕地林務課、西部農林課となっております。  
事務局の分担表は見ていただければと思いますが、先ほども冒頭ご案内のとおり、大ざっぱに言いますと、清澤補佐の後任が高橋主査、青柳主任の後任が増澤事務員、それから大内主査と高橋主査の後任が藤井主事と保科主事というような感じでございます。  
詳細につきましては、それぞれご確認ください。  
また、2ページの一番下のところですが、ブロックの活動の担当職員を定めておりますので、今後の活動される際の参考になさっていただければと思います。

**議長** 　　ただいま事務局から説明がありましたが、発言のある委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項オ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

板花補佐。

板花局長補佐

本冊資料 83 ページでございます。

主要会務報告ということで、3月の総会以降の行事内容を載せてございます。

こちらのほうは、新しい市長が初登庁したというようなことで、関連して会長が様々な行事に出席していただいております。

その後は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で様々な行事が中心に追い込まれているところでございます。

続きまして、84 ページでございますが、こちらは、まずご案内しますが、5月15日の金曜日ですが、第1回情報・研修委員会予定と書いてございますが、窪田委員長と相談する中で、やはりコロナ対応ということで中止とさせていただきます。代わりに、検討していただく予定であった農業委員会だより7月号の原稿素案を、今週末それぞれ情報・研修委員の皆様へ郵送いたしますので、ご意見やお気づきの点がありましたら、事務局へご連絡をいただきますをお願いします。

5月22日は農地転用現地調査ということで、濱委員と前田委員に予定をしておりますが、都合がもしお悪いようでしたら、事務局と相談をお願いしたいと思います。

5月25日、農業者年金協議会役員会は中止となっております。

5月26日も、こちらの会長・事務局長合同会議は中止となりました。

5月29日は定例総会ということで、先ほどご案内したとおり、松南地区公民館の大会議室ということですので、お間違えのないようお願いしたいと思います。

また、農業振興委員会をその後残っていただいて開催する予定でおります。以上でございます。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。  
続きまして、その他の項目に入ります。

本日は、松本農業農村支援センターの小川補佐が欠席でありますので、センターからの連絡事項を含めまして、板花補佐からお願いをいたします。

板花局長補佐

本日、旧普及センター、今、松本農業農村支援センターと呼んでいますけれども、そちらからの情報提供資料を配付させていただいております。

農作業事故が増えているということですか、野焼き作業での事故多発というようなこと、それから凍霜害の関係というようなところがありますので、ご確認いただければと思います。

それから、あと1点ですが、今度、5月の総会の際は、もうクールビズになっておりますので、今回はノーネクタイということでお願いしたいと思います。

議 長

その他であります。全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

以上で本日の案件全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもって議長を退任をさせていただきます。どうもありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 22番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 24番

\_\_\_\_\_